

復興大臣

平 沢 勝 栄 様

震災からの復旧・復興対策に係る

要

望

書

令和3年9月

宮城県議会議長 石川 光次郎

震災からの復旧・復興対策に係る要望書

本県沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から、10年6カ月が経過しました。これまで、国においては、東日本大震災復興交付金をはじめ、特別な財政支援の枠組を整備していただいたほか、震災からの復旧・復興に資する各種制度を創設していただくとともに、集中復興期間後も、被災自治体に相当程度配慮していただき、心から感謝しております。さらに、令和3年度から令和7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、引き続き、被災地の復興に向けた手厚い措置を講じていただいているところであり、本県においても本県被災者の生活再建及び産業等の復興完遂に向け、県民一人一人が着実に歩みを進めているところです。

しかしながら、沿岸部においては、復旧・復興事業が膨大かつ長期にわたることなどにより、事業に携わる自治体職員が依然不足していることから、一部のハード事業が未完了となっているほか、子どもからお年寄りまでの被災者の心のケア問題をはじめ、地域コミュニティの再構築、高齢者の生活支援など、時間の経過とともに顕在化・深刻化する様々な課題を被災地は、抱えており、継続的な対応が求められています。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に関しては、深刻の度を増す汚染水や多核種除去設備等処理水（以下「ALPS処理水」という。）の問題について早期の収束が図られておらず、さらに、放射性物質の汚染による農林水産物の出荷制限に伴う実害のほか、原発事故に起因する風評による被害は依然として深刻です。県内産業はこのような大変厳しい状況にあり、県民に大きな不安を与えているとともに、本県の復旧・復興の進捗を著しく阻害しています。

本県が抱える様々な困難を解消し、震災からの真の復旧・復興を成し遂げるためには、解消に向けた自助努力はもとより、国による財政支援や税制上の優遇措置に加え、各種の規制緩和、人的支援など、長期にわたる特例的な支援が必要です。また、原発事故に関して、被害者の十分な救済及び事故の早期完全収束に向けた確実な対応が求められます。

つきましては、国においては、引き続き東日本大震災からの復旧・復興を最優先課題としていただき、被災地の実態に即した特例的な財政支援の継続や復旧・復興に係る各種制度の改善・拡充を図っていただくほか、原発事故への対応について、国の責任の下、令和4年度以降も確実な対策が講じられるよう、別添のとおり要望いたします。

要 望 項 目

1 東日本大震災復興関連予算の確保及び運用等

震災からの復旧・復興事業に関しては、これまで東日本大震災復興交付金や東北観光復興対策交付金等、被災した自治体への特例的な財政援助の枠組の整備に特段の配慮をいただいたほか、『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」においても、被災地の実情を踏まえ、要望をおおむね反映していただきました。

被災地が真の復興を果たすために、一日も早い復旧事業の完成はもとより、地域住民の安全で安心な暮らしや地域経済再生、観光振興、産業振興等を支え被災地の復興を牽引する復興道路及び復興支援道路、河川・海岸堤防や港湾等の復旧・復興事業等被災自治体が必要としている事業に対する財政支援や各種制度を確実に講じ、復興の完遂に向けた特例的な予算措置が今後も継続されるよう求めます。また、制度の運用についても、地域の実情に応じた柔軟な対応を求めます。

2 復旧・復興に要する人的支援の継続

東日本大震災の発生から10年が経過し、本県及び被災市町においては復興の完遂に向けて全力を尽くしているところですが、防潮堤など一部の公共土木施設の災害復旧・復興事業などでは、やむを得ない事情により期間内に完了せず事業継続となっているほか、心のケア、地域コミュニティの再生といった被災者支援事業なども継続した取組が必要となっています。

これまで本県では、正規職員の派遣、任期付職員の採用・派遣、派遣の受入が不要となった自治体から他自治体への振替調整など、被災市町の職員確保に努めてきましたが、全国各地で広域的に発生する災害への対応や行財政改革等に伴う厳しい環境の中で、派遣の打切りや派遣者を減員させる自治体が増えるとともに、任期付職員も応募者数の減少により十分な人数を確保できないなど非常に厳しい状況に置かれております。

つきましては、第2期復興・創生期間においても事業の推進に必要な事務職や土木職などの職員の派遣について、支援の継続を求めます。

3 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財政支援の継続

東日本大震災に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業については、復旧に必要な土地造成が令和3年度に完成するなど、いまだ事業に着手できない事業者がいることから、令和4年度においても予算措置し、グループ補助金の募集を認めるとともに、制度の改善や弾力的な運用をあわせて行うよう求めます。

4 二重債務問題対策に係る支援の継続

宮城県産業復興相談センターは、被災事業者の再生に向けた相談、助言業務を担い、中小企業者の事業再建に大きな役割を果たしています。

とりわけ、震災前債務の買取支援を受けた中小企業者に対しては、計画どおりの事業展開が図られるよう、売上げ増加に向けた販路開拓の支援など、今後も継続したフォローアップが必要となります。

つきましては、中小企業者の事業再建が実現され、本格的な復旧・復興が図られるよう、宮城県産業復興相談センターの存続について、引き続き支援を求めます。

5 被災地の子どもの心のケア対策充実のための継続した財源と人的資源の確保等

本県では、東日本大震災により多くの子どもが心に深い傷を負いました。これらの子どもたちを支援するため、子どもの心のケア対策の事業を実施してきましたが、今後も継続した中長期的な子どもの心のケア対策が必要です。

東日本大震災後に出生した子どもの中には、被災により精神的・経済的に不安を抱えた親の影響により、心のケアが必要となる子どもも見られます。このような状況を踏まえ、被災地の子どもの心のケア対策の事業への十分な財源と教職員の震災復興加配措置をはじめとした人的資源の確保を継続して実施するとともに、震災後に出生した子どもについても、補助の対象として明確に規定するよう求めます。

また、東日本大震災から10年が経過したものの、被災地の子どもたちを取り巻く家庭環境や生活環境の問題は多様化・複雑化してきております。震災に遭遇して強い恐怖や衝撃を受けた場合、その後の成長や発達に大きな障害となることがあることから、世界に類がない震災が子どもの発達、成長に与えた影響や、不登校等の状況の記録（データ）・報告等をまとめた「東日本大震災子ども白書」を作成するよう求めます。

6 被災者の心のケア対策及び見守り・生活支援のための財源の確保

本県においては、東日本大震災からの度重なる生活環境の変化などから、深刻化・複雑化した心のケアに関する問題に対応するため、令和4年度以降も、子どもから大人まで切れ目のない心のケア対策を継続していくこととしています。あわせて、被災者の心のケアを地域精神保健福祉活動に移行していくため、市町等と協議を行っていますが、心のケアに取り組む人材の確保や育成が重要となります。また、災害公営住宅に入居した被災者等は高齢化率や独居率が高く、様々な健康課題や孤立が懸念されており、引き続き見守り・生活支援の実施や交流の場の確保が必要となっています。このことから、国においては、『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、心のケア対策及び見守り・生活支援等の被災者支援に対する十分な財源措置を行うよう求めます。

7 移転元地の利活用の促進

被災市町が防災集団移転促進事業により買取りを行った移転元地については、小規模であり、公有地と民有地が混在している等の理由から、特に沿岸部において土地利用の推進が進んでいない状況にあります。

国においては、これまでも「防災集団移転促進事業の移転元地等を利活用する場合の支援施策パッケージ」等を示していただいたほか、所有権移転登記の登録免許税の免税措置をしていただいておりますが、移転元地の利活用の促進を図るため、第2期復興・創生期間後も被災市町が行う移転元地の集約等の事業に係る費用に対し、東日本大震災復興交付金の効果促進事業に代わる財政支援を求めるとともに、免税措置の延長を求めます。

さらに、土地の活用が図られるまでの維持管理に要する費用についても、必要な財政支援を求めます。

8 災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業における安定的な財政支援の継続

災害公営住宅の家賃低廉化事業及び災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業については、被災者の生活支援や安定した暮らしの確保、被災市町の復興支援のため、必要不可欠な事業であることから、安定的な財政支援の継続を求めます。

9 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続

本県では、NPO等の「絆力」を活かした復興・被災者支援事業と、被災者支援総合交付金「心の復興」事業を実施し、復興・被災者支援に取り組むNPO等の取組を支援しているところです。

NPO等による取組は、被災者支援や復興支援において重要な役割を果たしてきましたが、復興の進捗状況や地域・個人の課題が多様化し、きめ細かいニーズ把握や取組が求められており、引き続き、NPO等の取組に大きな期待が寄せられています。

しかしながら、本県内のNPO等の多くは依然として運営基盤がぜい弱であり、寄附や助成等が減少し、さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により経済状況が悪化していることから、第2期復興・創生期間においてもこれらの取組に対する支援の継続を求めます。

10 東日本大震災地震津波防災ミュージアム等の整備

東日本大震災を経験した我が国が、震災で生まれた各種の「絆」を育み、震災の経験と教訓を後世に伝えるとともに、世界の震災・津波対策の向上に貢献していくことを目的とする震災津波博物館等の複合拠点施設を、国において、最大の被災県である本県に整備するよう求めます。

11 被災した鉄道各線の復旧及び復興まちづくりへの支援

本県沿岸部のＪＲ各線については、津波による甚大な被害を受けましたが、仙石線、石巻線に続き、平成 28 年 12 月には常磐線の運行が再開され、令和 2 年 3 月には全線開通となった一方、気仙沼線・大船渡線においては、鉄道の整備・発展に尽くされた地域の先人への敬意を将来世代に伝えつつ、ＢＲＴ（バス高速輸送システム）での本格復旧が合意され、令和 2 年 4 月 1 日をもってＢＲＴ区間の鉄道事業が廃止されました。

こうした中、鉄道及びＢＲＴによる復旧路線は、沿岸部の被災市町の復興まちづくりと密接に関わるものであることから、被災市町の要望に寄り添い、安全で安心して暮らすことのできる社会インフラの着実な整備が伴ったまちづくりが行われ、地域振興や利便性の向上が図られるよう、国による積極的な支援を求めます。

12 事業復興型雇用確保事業の延長

事業復興型雇用確保事業については、これまでに 3 万人を超える雇用を創出するなど、被災地における安定的な雇用の創出に大きな役割を果たしており、復旧・復興を進める上で大変有効な制度となっています。

一方、現在の制度では、グループ補助金などの産業政策の支援を受けた事業所が令和 3 年度末までに事業を開始することが支給の要件とされていますが、復興まちづくりに時間を要した沿岸部では、令和 3 年度末までに事業所を新設・再建した上で、求職者を雇い入れることが困難な状況です。

こうした被災地の実情を踏まえ、事業復興型雇用確保事業の実施期間を延長することを求めます。

13 地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策

本県の沿岸部においては、人口減少や復興の加速により、地域の基幹産業である水産加工業等において、慢性的な人手不足の状態が続いており、事業の継続に支障を来すことが懸念されています。

こうした中、国内における人手不足の深刻化に対応するため、平成 31 年 4 月 1 日から「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、外国人材の受入拡大に向けた新たな在留資格「特定技能」の創設を含む新たな外国人受入制度が始まりました。「特定技能」は転職が可能であることから、賃金水準の高い首都圏等、大都市圏へ人材が集中する懸念があります。

国においては、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止する具体的措置として、分野ごとに対策を講じていますが、今後外国人材の受け入れが本格化した際に大都市

など特定の地域に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、本県において必要な人材が確実に確保できるよう、実効性のある対策を国が責任を持って講じることを求めます。

14 震災ガレキの処理に対する継続的な支援

東日本大震災により漁場へ流出したガレキについては、国の漁場復旧対策支援事業を活用し、専門業者による撤去作業及び操業中に回収されたガレキの処理に係る支援などを行っていますが、漁場に残存しているガレキの量や位置を把握することは難しく、また、水深の深い場所にあるガレキの回収は困難であることなどから、相当量が漁場に残存しています。

これらのガレキは、台風等によるシケなどにより移動・浮上し、漁業活動の支障となることがあるため、引き続き回収作業を行う必要があります。また、底びき網漁業についても、操業中のガレキの回収が今後も継続すると見込まれることから、その処理に係る支援を長期にわたって継続していく必要があります。

つきましては、漁場へ流出したガレキの撤去及び漁場から回収されたガレキの最終処分に係る経費について、令和4年度以降も全額国庫補助による支援を継続するよう求めます。

さらに、漁場以外の沿岸地域や陸上からもガレキが見つかり、処理費用等の問題が発生していることから、国の支援を求めます。

15 復旧・復興事業における事務の簡素化

被災自治体においては復旧・復興事業の完遂に向けて鋭意努力しているところですが、自治体職員等のマンパワーが不足している状況にあります。

つきましては、早期復興の観点から、提出書類等の見直しなど、完了検査をはじめとする事務の一層の簡素化を求めます。

16 国際リニアコライダー（ILC）の実現

国際リニアコライダー（ILC）は、科学技術創造立国や科学技術外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化及び人づくり革命等を促し、日本の成長戦略に大きく貢献する極めて重要な計画です。ILCは、世界中の研究者・技術者が集結するアジア最大の拠点研究施設であり、その波及効果は日本全国・世界に及ぶものですが、特にその建設の世界的候補地である東北では、ILCの建設・運用を通して国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待され、これは東日本大震災からの創造的な復興と「新しい東北」に資するものでもあります。

つきましては、ILCの実現に向けて、省庁横断的な取組体制の強化及び国際的議論、情報発信等を更に推進し、令和4年度のILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応するとともに、成長戦略等政府計画においてILCを柱の一つに位置付けるよう求めます。

17 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応等

(1) 原発事故に起因する風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実現

福島第一原子力発電所事故は、本県産業に広範で深刻な被害をもたらしました。農林水産物の出荷制限に伴う損害、検査費用や販路回復費用等の負担、風評被害による減収などの損害については、東京電力ホールディングス株式会社に対して損害賠償請求を行っているところですが、法令・政府指示等に基づかないことを理由に、十分な賠償に応じないなど、いまだに消極的な姿勢です。観光業の風評被害への請求に対しては、風評の影響が強い外国人観光客が大きく減少する中、観光客減少による減収分を損害から除外し、かつ、提出が困難な立証資料を求めるなど、事業者負担を強めています。そのため、国においては、東京電力ホールディングス株式会社に対して、県境に関係なく被害の実態に応じて、十分かつ迅速な賠償を行うよう、強く指導することを求めます。

また、地方公共団体が、住民の不安解消のために自発的に行う被害対策の経費に係る賠償範囲を明示するよう求めます。放射線・放射能による影響等については、県民の不安を解消し、風評被害を防止するため、リスクコミュニケーションの取組を強化し、農林水産物の安全性や放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発を積極的に行うよう求めます。

(2) 中国、韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

福島第一原子力発電所事故に伴う放射能対策として、本県では放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないように万全の対策を講じ、風評対策に取り組んでいますが、いまだに中国や韓国など、諸外国による農林水産物等の輸入規制が行われています。

つきましては、国において、農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、我が国の農林水産物等の安全性の信頼回復を図るとともに、全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国、台湾などに対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう、引き続き働きかけることを求めます。また、韓国政府の輸入規制によって大きな被害を受けているホヤ等については、規制していない国への輸出や国内の消費拡大について、国の積極的な支援を求めます。

(3) ALPS 処理水の風評被害対策、海洋への汚染水の流出防止対策及び放射性物質の対策

国においては、令和3年4月にALPS処理水の処分方法を海洋放出とするなど、処分に関する基本方針を決定しましたが、海洋放出以外の処分方法も引き続き検討するよう求

めます。本県議会では、平成 29 年 9 月に「東京電力福島第一原子力発電所におけるトリチウムを含む汚染水の海洋放出を行わないよう求める意見書」を、令和 2 年 3 月に「東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の自然界放出を行わないよう求める意見書」を国会や関係省庁に提出しているところであり、今回の決定により本県の水産業、農業、観光業等の関係産業への新たな風評被害を生じさせないように、国民・国際社会へ向けた科学的根拠に基づく説明と理解醸成に向けた取組の強化、厳格なモニタリングと万全な管理体制の構築、風評懸念への対応、万が一に備えた損害賠償スキームの策定などについても、国が責任をもって万全の対策を講じることを求めます。

さらに、これらの要望に対しては、国として具体策を早期に提示するとともに、対策を講じるに当たっては、対象地域を福島県に限定することのないよう求めます。

加えて、放射性物質を含む汚染水が漏えいし、海洋に流出した場合、本県沿岸及び沖合海域の水産資源への影響が懸念されることから、東京電力ホールディングス株式会社に対し、万が一にも汚染水の海洋への流出がないよう指導・監督するとともに、万全な管理体制の構築を求めます。

また、廃炉等の措置に当たっては、安全かつ着実に進めると同時に、汚染水・ALPS 処理水対策については、宮城県議会の意思も尊重し、国が前面に立って、正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供しながら、関係者の理解を得ることなしに進めることのないよう求めます。

(4) 放射能に汚染された廃棄物の処理

放射性物質を含んだ廃棄物の処理を促進するためには、国民に対して分かりやすく安心できる情報を提供することが必要であり、国が主導的な役割を果たすよう求めます。また、8,000 Bq/kg 以下の汚染廃棄物については、県全体で処理を進めるために必要な取組に対し、十分な財政的・技術的支援を含め、引き続き国が責任を持って支援するとともに、指定廃棄物問題については、解決までの間、保管の強化や遮蔽の徹底など安全の確保についても万全を期すための取組を行うよう求めます。さらに、8,000 Bq/kg 以下に減衰した指定廃棄物の処理促進に向けて処理先の確保に積極的に取り組み、保管自治体の実情に応じた処理を実施するよう求めます。

